

平成22年7月21日

区立保育園の運営委託導入に係る事業者の募集について

保育管理課

1 対象施設

園名	所在地	児童定員	既存保育事業
小合保育園	南水元三丁目3番5号	122名	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児保育 ・障がい児保育 ・緊急一時保育 ・1時間延長保育 ・ふれあい体験保育

2 公募概要(案)

(1) 応募の資格

平成22年4月現在において、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県の内いずれかで認可保育園を運営している社会福祉法人

(2) 運営委託開始時期

平成24年4月1日

(3) 運営委託業務

入所児童等の保育(入所児童等の生活指導、保健衛生その他の処遇に関すること)や給食の提供のほか、既存の保育事業に加えて、新規保育サービスとして、2時間延長保育、産休明け保育、休日保育や病後児保育を実施する。

(4) 引継ぎ業務等

入所児童への負担を抑え円滑な移行を確保するために、平成23年4月から1年間の引継ぎ期間を設け、人材の確保・育成のほか、引継ぎ業務を委託する。

(5) 運営委託業務遂行にあたっての基本的事項

委託業務遂行にあたっては、児童福祉法、葛飾区保育所の設置等に関する条例及びその他関係法令を遵守すること。また、東京都福祉サービス第三者評価の受審や保護者アンケートを行うとともに、運営委託後の一定期間、保護者、葛飾区、運営事業者の三者による意見交換会を実施すること。

(6) 審査項目の基本的な考え方

- ① 児童福祉の理念に沿って、子どもたちの健全育成及び子育て支援に取り組んでいる事業者であること。
- ② 子どもたち一人ひとりの育ちを支え、子どもたちを中心とした保育を行っていること。
- ③ 安定的な保育を継続するための職員配置及び職員が意欲を持って働ける取組みが確保されていること。
- ④ 保護者との信頼関係を築き、連携・協力を確保するための取組みがなされていること。
- ⑤ 保育園を運営するための財政基盤が安定していること。
- ⑥ 小合保育園の長所を的確に引き継ぎ、認可保育園として安定的かつ継続的な保育を行うこと。

3 事業者の選定

事業者選定にあたっては、保育園の運営に精通した学識経験者及び当該園の職員を含む選定委員会を設置し、審査項目に沿って、提案内容や実績の審査・確認を行う。

4 今後の予定

(1) 募集要領の発表

- ① 予定時期 平成22年7月下旬～8月上旬頃
- ② 周知方法

応募対象事業者向けに案内通知を送付するとともに、区ホームページに掲載する。

- (2) 応募書の提出締め切り 平成22年8月下旬～9月上旬頃
- (3) 提案書類の提出締め切り 平成22年9月下旬～10月上旬頃
- (4) 運営委託候補事業者の決定 平成22年12月上旬～中旬頃